

<紹介手数料返金制度>

株式会社スタッフエージェント

採用決定者が、自己の意思により、又は就業規則違反等の採用決定者の責に帰すべき事由により短期退職した場合には、当社は求人者から支払われた紹介手数料について、次の割合で計算された金額を求人者に払い戻します。

3ヶ月未満で退職した場合 50%に相当する額

ただし、採用決定者が、専ら甲の都合により短期退職をすることとなった場合は、紹介手数料の返戻は行わないものとします。